

抛出資本説と創業利得説における 二つの論点

鵜 飼 哲 夫

- I はじめに
- II 抛出資本説と創業利得説における利潤率の理解
- III 抛出資本説と創業利得説における機能資本の理解
- IV むすびにかえて

I は じ め に

¹
前稿¹においては、株式プレミアムの会計上の性格をめぐる、これまで
に展開されてきた持分均衡説と創業利得説という二つの見解について、そ
れぞれが株式会社と株主の関係をどのように理解したうえで理論構成を行
なっているかを中心にして、一定の整理を試みた。そこで明らかにしたよ
うに、一方の持分均衡説は、新旧株主の持分の均衡という事柄に基づいて
株式プレミアムの資本たる性格を説明しようとする事から、株主は株主
一般として同一性格のものであるとし、この株主が一律に会社財産にたい
して同質の持分を有することを論理構成の基礎としているといえる。とこ
ろが、このような理解は、株式会社の基本的性格あるいは経済的実質から
みると、かならずしも十分なものとはいえないし、したがって、この説
の現実的妥当性にもおおいに疑問がもたれるものであった。

1 拙稿「株式プレミアムの会計上の性格と株式会社の理解——持分均衡説と創業利得説を中心にして——」『同志社商学』第38巻第6号、1987年3月。

他方の創業利得説は、株主のなかに機能資本家としての大株主と無機能資本家としての一般株主という質的に異なった二つの株主グループの存在を認め、これを基礎にして株式プレミアムが創業利得としての性格をもつものであることを主張している。創業利得説は二つの質的に異なる株主グループの存在を認識する点で持分均衡説とまったく異なる理解を示しているが、株式会社の内実をみると、創業利得説の主張するように二つの質的に異なった株主グループの存在を考えることは十分に可能であるし、株式会社の経済的実質からすれば、創業利得説は持分均衡説よりもはるかに優れた現実的認識を持っているものといえる。

ところで、株式プレミアムの性格をめぐることは、上記のような持分均衡説と創業利得説のほかにも、もう一つ有力な見解が存在している。岡部利良教授が主張された拠出資本説である。岡部教授は昭和33年に「会計学上の資本と利益——両者の区別についての一論——²」と題する論文を公にされて、この資本と利益の区別の問題の中で一つの大きな問題領域となる株式プレミアムについて検討を試みられた。教授はこの検討の中で、創業利得説にたいして詳細な吟味を加えられて、これを批判するとともに、教授独自の見解として、株式プレミアムの本質を資本と規定する拠出資本説を提唱されたのである。

岡部教授のこの見解をめぐることは、創業利得説の立場から内川菊義教授がただちに反批判が加えられ、また、岡部教授からもそれにたいする再批判がなされるなど、大きな論争に発展したばかりか、他の多くの人々もこの論争に加わられるなどして、株式プレミアムはさかんに議論の対象とされたのである。

本稿は、前稿に引きつづき、株式プレミアムの性格を再検討するための

2 岡部利良「会計学上の資本と利益——両者の区別についての一論——」(一)〜(四)『会計』第37巻第1号〜4号、1958年1月〜4月。

予備的作業として、この拠出資本説と創業利得説の株式プレミアムをめぐる議論について一定の整理を試みる。ここでは拠出資本説と創業利得説の間における論争全体の整理を行なおうとするものではないので、多岐にわたる議論の多くを取り上げることはしない。ここでは、株式プレミアムをめぐる拠出資本説と創業利得説の議論のうち、利潤率をめぐる両者の対立を整理し、かつ、両者の機能資本のとらえ方の違いに焦点をあてて、一定の整理を試みたい。

II 拠出資本説と創業利得説における利潤率の理解

岡部教授は前掲の論文において、創業利得説が株式プレミアムの利益性を主張する場合の一つの根拠としているその処分可能性について、次のような三つの事例の検討によって、株式プレミアムがかならずしも一般的に処分可能性をもつものでないことを主張された。

例示Ⅰ：資本金100万円，剰余金100万円，計200万円の自己資本をもつ会社を想定する。株式の額面は50円，配当は可能な限度のものとして15%，一般利子率は危険プレミアムをふくめて7.5%とする。ここでは株価は100円として成立することになる。そこでこのような配当の持続性を前提として，この会社が倍額増資を行なうと，資本金100万円，株式プレミアム100万円，計200万円を取得する。

例示Ⅱ：資本金100万円，剰余金70万円の会社を想定する。他の条件は例示Ⅰと同じ。

例示Ⅲ：資本金100万円のみを想定する。他の条件は例示Ⅰと同じ。

岡部教授は，このような三つの事例について，そこで生ずる株式プレミアムの処分可能性を検討される。まず例示Ⅰにおいては，ここで生ずる株

式プレミアム100万円は、この会社がひきつづき15%の配当を維持するためには、株式プレミアム100万円をふくむ200万円全額を投下しなければならないのであるから、ここで生じた株式プレミアム100万円は処分可能なものとならない。

例示Ⅱについては、この場合には、株式プレミアムの100万円はそのままであるが、創業利得30万円が生ずるとされている³。

また例示Ⅲについては、この場合には株式プレミアムも創業利得もともに100万円となり、両者が一致する。しかしこのように両者が一致するのは、資本金のみで構成されている特定の会社のみであって一般性に欠けるとされている⁴。

岡部教授は、以上のような事例の検討によって、「プレミアムと創業利得の関係は、単純に一律には論じ難いものである」とともに、「プレミアムだからといって——少なくとも一般的には——必ずしも処分の可能なものでない」のであり、「処分の可能性を根拠としてその利得たることを説明しようとするごとき考え方は——少なくとも一般的な立論としては——とり難いものである」ことを主張されたのである⁵。

そして、このように株式プレミアムの一般的な処分可能性が是認できないものであるとするならば、この処分可能性の意味するもの、すなわち、株式プレミアムは創業利得として支配株主に帰属する一種の利得を形成すると見ることにたいして疑問が向けられることになっているのである。

このような岡部教授の創業利得説批判にたいしては、内川教授によっ

3 ここで生ずる創業利得部分30万円は処分可能なようにみえるが、この場合においても、創業利得30万円を単純に処分可能とすべきではなく、会社が15%の配当を高めようとすれば、創業利得部分30万円も会社内に留保することが必要になるとされている。

4 岡部「会計学上の資本と利益」(四)、71-72ページ。

5 同稿、72ページ。

6 同稿、71-72ページ。

7 同稿、73ページ。

て、創業利得説を主張する立場から、次のような反論が寄せられた。

内川教授は、岡部教授の示された例示にたいして、ここでは利潤率が欠落しており、「この例示において、会社の利潤率が配当率の1割5分に等しいか、あるいは一般利率の7分5厘に等しいか、またはその他の率であるかによって、その生じた株式プレミアムが、増資後の配当維持のために、所要資本として投資されることを必要とするか⁸いなかの結論は、おのずから異なってくる」ことを指摘されて、岡部教授の例示Iにたいして、さらにいくつかの利潤率を考慮した場合について検討されている。

まず、内川教授は、利潤率が配当率に等しい1割5分である場合について次のように述べておられる。

この会社は、倍額増資によって、資本金100万円のほかに株式プレミアム100万円が生ずるが、資本金増加部分にたいする1割5分の配当を行なうためには、増資によって調達したもののうち資本金部分のみの投下で足りることになり、株式プレミアム部分を資本として機能させる必要はない、とされている。

次に、内川教授は、利潤率が一般利率に等しい7分5厘の場合を検討されている。

この場合には、1割5分の配当を持続するには、増資によって調達された資本金部分のみならず株式プレミアム部分をもともに資本として機能させて、そこから得られる15万円の利潤全部を配当にまわすことが必要となり、したがって、増資によって100万円の株式プレミアムが生じたとしても、これを自由に処分することができず、このプレミアムをふくむ調達された200万円全部を資本として機能させねばならないことになる、とされている。

内川教授は、さらにもう一つのケースとして、利潤率8分5厘の場合に

8 内川菊義『資本剰余金論』中央経済社、1966年、255ページ。

についても検討を加えておられる。

この場合には、この会社が増資後において1割5分の配当額30万円を支払うためには、総額353万円の資本を機能させることが必要であり、生じた株式プレミアム100万円のうち約53万円を所要資本として機能させることが必要となるが、残りの47万円は自由になる、とされている。⁹

内川教授は、岡部教授の例示にたいして、上のような利潤率を加味した検討を加えられたうえで、次のように岡部教授の見解を批判されている。

「教授のあげておられる……例示においては、配当率と一般利子率がたとえ同一であるとしても、利潤率がそれぞれ異なっている場合には、その生じた株式プレミアムを、配当維持のための所要資本として機能せしめることが必要であるかどうかの結論は、まったく異なってくるのである。のみならず……増資後の配当維持のために、『プレミアム100万円をふくむ200万円全部を投資しなければならない』場合は、じつは会社の利潤率が一般利子率の7分5厘に等しい場合であり、しかもかかる場合は……資本主義的生産方法のもとでは、むしろ特殊の場合に一時的におこる現象であって、けっして一般的な現象として永続的におこりうる事柄ではない。とすれば、かかる特殊の場合に発生する株式プレミアムの性格を普遍化して、会社の利潤率が平均利潤率に等しい一般的な状態のもとに発生する……株式プレミアムの性格を否定して、それが株式プレミアムの性格を代表するものとなるというように考えてはならないのである」¹⁰とされ、さらに、「したがって教授におかれては、設立当初の単に資本金のみしか存在しない単純な株式会社と、資本金と剰余金（および他人資本）とが、ともに存在する一般的な株式会社とを比較されることによって、株式プレミアムを創業利得と同一視し、その処分可能性を主張する創業利得説

9 同書、255-256ページ。

10 同書、257ページ。

は、後者の一般的な株式会社の場合には妥当しないと論じておられるけれども、しかしもしも会社の利潤率を考慮に入れて、一般的な状態のもとでは会社の利潤率は平均利潤率に等しく、しかも株式プレミアムは、かかる一般的な状態のもとでは、平均利潤をうむ資本と平均利子をうむ資本との差として発生するものであり、したがって会社の利潤率が平均利子率に等しい特殊な場合に、その会社に剰余金が存在することから、その剰余金部分から得られる利潤を配当として分配することにより、たとえ……処分不可能な株式プレミアムの発生する場合があるとしても、それは、どこまでも一般的な状態のもとに平均利潤をうむ資本と平均利子をうむ資本との差として発生する株式プレミアムの存在を前提として発生するものであり、けっしてかかる前提なしに、それ自体が単独に発生しうるものではないという点に注意しつつ、この株式プレミアムの性格について考察するならば、後者の剰余金が存在する一般的な株式会社においては、なるほど教授のいわれるように、その発生した『株式プレミアム……は必ずしもすべて（論者たちのいうように）処分可能なものではない』としても、そのことから、ただちにそれを普遍化してかかる剰余金の存在する一般的な株式会社の場合においては、株式プレミアムの利得性を主張する創業利得説は妥当しなくなる¹¹といいきってしまうことはできないように考える」と結論づけられておられるのである。

このように内川教授は、岡部教授の創業利得説批判にたいして、岡部教授の示された例示においては利潤率が欠落しており、この利潤率を考慮に入れて例示を検討してみると、増資によって生じた株式プレミアムを配当維持のために全額資本として機能させねばならない場合、すなわち処分不可能な場合というのは、利潤率が一般利子率に等しいという特殊な場合におこる現象であって、これをもって株式プレミアムの一般的性格づけを行

11 同書、257-258ページ。

なつてはならない、と批判されているのである。

ところで、内川教授の上記のような反批判にたいしては、岡部教授からさらに次のような反論がなされるのである。

「私の場合にも——たんに配当率・一般利子率のみでなく——……利潤率も必要なかぎりあきらかに考慮されている……。ただ当の株式プレミアムの処分の可能性いかんという点からみるかぎり、私はこの利潤率なるものは少なくとも直接的には問題となるものではないと考える¹²」とされたりうて、その理由を次のように述べておられる。

「企業利益のみについてみても、（株式プレミアムの考察上とくに問題となる）当の配当にあてられるのは、一般には——この企業利益のうちから租税……内部留保としての剰余金（利益剰余金）、重役賞与等を控除したところの——要するにその一部にとどまる¹³」のであって、「私はさきにも前例（ことに例示Ⅰ）において、そこで前提している配当は『可能な限度のもの』であることを明らかにしておいたのであるが、……それは、利潤（利潤率）ないし企業利益の大きさがどのようなものであろうとも、それから……（配当以外の）所要の控除分、分配分を差引いたのち配当としてあてることのできる最高限度のものとしてみられているものである¹⁴」。「またこれらのことから、一定の配当（あるいは利潤）とそれを維持するために必要な機能資本（ないし所要機能資本）の大きさとの関係¹⁵は、「元来一定の配当を前提するかぎり、機能資本（ないし所要機能資本）は、たんにこのような配当を維持するに要する大きさだけのものではなく、さらにそれより何倍かのものを必要とするものとみななければならない。それはま

12 岡部利良「株式プレミアムと創業利得再論——内川講師へのお答えを中心として——」(二)『会計』第75巻第3号、1959年、64ページ。

13 同稿、67ページ。

14 同稿、68ページ。

15 同稿、68ページ。

た、配当の何倍かの利潤を生む資本を意味するものである。そしてこれらのことはまた、一定の配当を前提して生ずる株式プレミアムの処分の可能性いかにかんして問題となる所要機能資本の大きさとはいかなるものでなければならないかということと同時に示すものにはかならないといつてよい¹⁶、したがって、「株式プレミアムの処分の可能性いかについてみるには、利潤・利潤率は——それがどのような大きさであるうと、所要の要件として少なくとも直接的には問題となるものではないので——べつに考慮する必要はない。それに代ってここで問題となるのは配当・配当率にはかならない¹⁷。「たとえば、前例（例示 I ——資本としては資本金100万円、剰余金100万円、計200万円の場合）についていえば、1割5分の配当率（15万円の配当額）を維持するには——かりに利潤率を15%、したがって利潤総額を30万円としても——機能資本としてはたんに資本金100万円のみでなく、剰余金部分をふくむ総額200万円を要するときである。さらにこれらのことは増資後における所要機能資本についても同様に考えられるところである¹⁸」。

このように岡部教授は、内川教授が岡部教授の例示において利潤率が欠落している点を批判されたことに反論されて、例示において直接利潤率が示されていないのは、一般に企業においては、一定率の配当支払いを行なうためには、その配当支払いに加えて、租税、内部留保、重役賞与等をもまかなうに足りる利潤額が確保されているのが普通であり、逆にいえば、この一定額の利益額から、租税等の所要の控除分、分配分を差し引いた後に、配当にあてられる最高限度が算出されるものである。したがって、このことから考えれば、一定の配当を支払うに足る所要機能資本額は配当支払いに必要な大きさのみならず、配当の何倍かの利潤を生む資本を考えな

16 同稿，68-69ページ。

17 同稿，70-71ページ。

18 同稿，70ページ。

ければならないものである。これはいわば自明のことであって、株式プレミアムの処分可能性を考えるにあたっては、利潤率をことさらに直接考慮に入れる必要はない、とされているのである。

ところで、岡部教授のこのような反論にたいして、内川教授は、利潤から差し引かれる配当以外の主要な項目についてその性格を検討して、次のように再度批判を加えられた。

岡部教授のいわれる利潤から差し引かれるべき配当以外の主要な控除分のうち、まず重役賞与については、「重役賞与あるいは重役の監督賃金および重役交際費などは、資本の機能にたいする報酬すなわち企業者利得として、機能資本家のみが取得するものである」と考えられるが、とすると「教授のいわれる利潤から差引かるべき所要の控除分、分配分のなかには、じつはこの機能資本家のみが取得しうる企業者利得部分がふくまれていることになるから、株主にたいして分配される配当金の大きさは、会社の取得する利潤の大きさをなわち利潤率に変動がない場合でも、かかる所要の控除分・分配分のなかにふくまれる企業者利得部分を減少せしめて、それを配当金のなかにふくましめることにより、高率の配当額とすることが可能になる¹⁹」。したがって「配当率を維持するということは（配当以外の）所要の控除分・分配分を考慮するかぎり、当然に利潤率を維持するものであるということにはならず、むしろ逆に、会社の取得する利潤率はたとえ不変のままであっても、それから差引かるべき所要の控除分・分配分（のうちの企業者利得部分）を減少せしめることによって、高率の配当額を維持することが可能となるのであるから、ここで問題としている株式プレミアムの処分可能性については、単に配当率と平均利子率とを考慮に入れるだけでは不十分で、さらに利潤率をも考慮に入れて、その会社の取得する利潤率は平均利子率をこえているかどうか、すなわちいいかえればその会

19 内川、前掲書、263-264ページ。

社においては、平均利子率をこえる高率の配当額を可能ならしめる源泉としての(配当以外の)、所要の控除分・分配分(すなわち企業者利得部分)が存在するだけの利潤率が取得されているかどうか、についても考察することが²⁰ぜひとも必要となるのである」とされている。

また、内部留保としての剰余金についても同様の検討を加えられて、利益剰余金は機能資本家としての支配株主が取得しうる企業者利得部分を社内に留保したものであるから、この場合もさきの重役賞与の場合と同様に、利益剰余金を減少させることによって高率の配当を維持することは可能であって、配当率を維持することが、それを上まわる利潤率を維持することにはかならずしもならないから、この場合にもたんに配当率と平均利子率のみを考慮に入れるだけでは不十分であり、さらに利潤率を加えて考えなければならぬと²¹されている。

以上のように内川教授は、役員賞与あるいは利益剰余金が企業者利得を分配ないし留保したものであることにもとづいて、場合によっては役員賞与あるいは利益剰余金部分を減少させて、この部分を配当支払いにまわすことも可能であるから、配当率を維持することが、かならずしもそれを上まわる利潤率を維持することにはならないことを指摘することによって、岡部教授に対する反論が行なわれている。

ところで、岡部教授は、内川教授のこのような反論、ことにその基礎となっている利益剰余金が企業者利得の留保部分として、もっぱら機能資本家としての支配株主の所有に属するものであるとする理解にたいして、かならずしもそのようには理解しえないことを、次の四つの事実を指摘することによって批判を加えられることになった。すなわち、(1)株式配当その他による剰余金のいわゆる資本組入れにみられる事実、(2)合併の場合剰余

20 同書，264-265ページ。

21 同書，265-267ページ。

金にたいしても株主一般へ株式の交付が行なわれる事実、(3)支配株主（機能資本家）が引退する場合、剰余金といえどもけっして自己のものとして取得しえない事実、(4)剰余金部分からえられる利潤についても、もっぱら支配株主（機能資本家）のみがこれを取得し彼らの個人的所得としているというよりは、²²実際にはむしろそうでない事実。岡部教授はこのような四つの点を指摘することによって、利益剰余金は企業者利得としてもっぱら機能資本家としての支配株主のみの所有に属するものであるとする内川教授の見解に疑問を示されている。そして、このような見解には「事実上の根拠（ないし客観的な事実）」²³は存在しないとされて、「少なくとも株式会社の場合、剰余金をもって支配株主（機能資本家）のみの所有に属するものとし、またこのことからして、かかる剰余金部分からえられる利潤ももっぱら彼ら支配株主のみの所有（個人所得）に帰するものとするごとき考え方は——げんに事実自体が示すように——むしろ成立し難いものとしなければならぬ」と²⁴批判されている。

このような岡部教授の批判については、内川教授は、上記の四つの事実を検討されて次のように述べておられる。

まず(1)については、「利益剰余金が株式配当などにより資本金に組入れられた場合には」、「現金配当と同様に、支配株主が従属株主にたいして所有にたいする報酬、すなわち利子＝配当を支払ったという意味において」
「明らかに支配株主の所有に属するものが、従属株主の所有に属するものに移されたことになる」²⁵。(2)については、「合併に際して各株主が交付をうける株式の割合は、剰余金の存在を条件としない配当率ないし株価を基礎にして決定されると考えるから、この合併に際して、剰余金部分にたいす

22 岡部利良「株式プレミアムと創業利得再論——内川講師へのお答えを中心として——」(四)『会計』第75巻第6号、1959年、64-67ページ。

23 同稿、64ページ。

24 同稿、68ページ。

25 内川、前掲書、269ページ。

る株式の交付が従属株主にも行われるという事実は……認めることができない²⁶。また、(3)については、支配株主が「引退する場合剰余金部分を自己のものとして取得しえないということは、この剰余金部分が逆に株主一般の所有に属すると考えた場合でも、同様にいうこと」であって、「このような引退する場合これを自己のものとして取得しえないという事実は、この剰余金部分が支配株主のみの所有に属するものであるとかないか、もしくは株主一般の所有に属するものであるとかないか、ということ判断する基準とはなりえない」。またさらに、「支配株主が引退するという場合は、肉体的あるいは社会的原因によって、彼が機能資本家たる地位を保持しえなくなったときである。が、しかしこれらの場合には、彼の相続者あるいは彼との競争の勝利者などが、彼にかわってその支配株主（機能資本家）たる地位を受継ぎ、したがって当の利益剰余金についても、これを受継ぐことになるから、これらの場合には、引退する支配株主がたとえこれを引出さないからといって、利益剰余金が支配株主の所有に属するものでないとはいえないこととなる²⁷」。また最後の(4)については、「利益剰余金から得られる利潤部分が……支配株主（機能資本家）のみの個人所得としては取得されていないとしても、しかしそれは、支配株主がこの利潤部分を取得しえないのではなくして」「このような個人所得をもたらしめる企業そのものの維持発展のために」「むしろこれを取得せずに社内に蓄積しておくことの方が必要であるためである²⁸」と述べておられる。このようにして、内川教授は、岡部教授の四つの点についての批判にたいして、その批判がかならずしも妥当するものではないことを明らかにしておられるのである。

以上のように、拠出資本説を主張される岡部教授と創業利得説を主張さ

26 同書、272ページ。

27 同書、273-274ページ。

28 同書、275ページ。

れる内川教授の間においては、株式プレミアムの処分可能性をめぐって、岡部教授の例示における利潤率の問題を中心として、精力的に議論の展開がなされたのである。このような両者の間の議論はたんに利潤率の問題にとどまらず、基礎的な考え方の相違にまで及びながら、多面にわたって展開されているのである。そこで次には、これまでとは別の角度から両者の間の相違についてみてみたい。

III 拠出資本説と創業利得説における機能資本の理解

前章においては、拠出資本説と創業利得説について、両者の間の議論の一応の整理を行なったが、そこにおいて見られたように、論点は多岐にわたっている。前章では、おもに株式プレミアムの性格を考えるにあたっての利潤率の問題を中心としてみてきたが、この利潤率にたいする両者の考え方の違いのみならず、さらにもう一つの重要な相違点として、機能資本についてのとらえ方の違いが存在するように思われる。次には、この点についての若干の整理を行なってみよう。

内川教授は、創業利得を考える場合、概念上二つの機能資本を区別することが可能であることを、ヒルファディングの論述を援用しながら、次のように述べておられる。

「ヒルファディングの……論述によれば、まずはじめに100万マルクの資本があって、それが有価証券市場で、13万マルクの配当をもたらしうるものとして、7%の利率で資本還元されて190万マルクの擬制資本を成立せしめ、つぎにその擬制資本190万マルクのうち、100万マルクだけが現実に資本として機能せしめられ、残りの90万マルクは創業利得として企業外へ持ち出されることになっている。したがってヒルファディングの……論述にあっては、擬制資本に關係せしめられる機能資本の意味には、じ

つは二つの種類があることになる。すなわちその一つは、概念上、擬制資本の前にあって、有価証券市場でその所有名義、あるいは同じことであるが、その経済的ないし実質的所有権が売買され、したがってこの擬制資本を成立せしめる原因となる機能資本であり、他の一つは、概念上、擬制資本の後にあって、この擬制資本のうち、その企業内において現実に産業資本として充用せしめられる機能資本である²⁹。

内川教授は、このように、創業利得を考える際の「擬制資本に関係せしめられる機能資本の意味には、じつは二つの種類がある」ことを指摘しておられる。すなわち、一つは、概念上、擬制資本の前にあって、有価証券市場でその所有名義が売買され、この擬制資本を成立せしめる原因となる機能資本、すなわちヒルファディングの事例では最初の前提となった100万マルクの資本であり、もう一つは、概念上、擬制資本が成立した後において、現実に機能している資本100万マルクである。したがって、創業利得を考える際の機能資本を、内川教授は、(1)擬制資本を成立せしめる前に存在し、その成立の基礎となる機能資本と、(2)擬制資本成立後に産業資本として現実に機能している資本、という二つに区別することが可能であるとされているのである。

このように機能資本を区別することの意義については、稿を改めて検討することにしたいが、ともかくも、内川教授は、この区別による機能資本の理解の相違が、岡部教授との株式プレミアムをめぐる議論のくい違いの一つの「根本的な原因」をなしているとされている。すなわち、ヒルファディングの場合には、二つの機能資本が同額の100万マルクとなっているために明らかではないが、その額が異なる場合には、二つの機能資本のうちどちらをとるかによって、擬制資本から差し引くべき機能資本の額が異

29 内川菊義「創業利潤論」(京都大学会計学研究室編『企業利潤論』ミネルヴァ書房、1968年)、128-129ページ。

なってくることにより、その差額としての創業利得の発生に重要な影響を及ぼしてくることになり、したがってこのような機能資本の区別とそのいづれをとるかということが重要な意味をもってくるかとされているのである。

内川教授はこの点について次のように述べておられる。「ヒルファディングの………論述においては、前者の意味の機能資本と後者の意味の機能資本とが、ともに100万マルクで同額となっているために、創業利得に係せしめられる機能資本の意味を、前者の意味にとろうとあるいは後者の意味にとろうと、いずれも創業利得は90万マルクの同額となって、両者の意見の食い違いが表面上にあらわれることはないけれども、たとえば右の90万マルクが企業外へ持ち出されることなく、他の100万マルク部分とともに、その企業内において現実に産業資本として機能せしめられることになる、前者の意味の機能資本と後者の意味の機能資本とは、それぞれ異なった金額となって、両者の意見の食い違いが表面上にあらわれずどく対立することになる。というのは、右の場合、もしも機能資本の意味を後者の意味にとると、擬制資本と機能資本とはともに190万マルクとなって、両者のあいだに差額がなくなり創業利得は発生しないのにたいし、もしも機能資本の意味を前者の意味にとると、機能資本は、右の場合においてもやはり100万マルクとなって、擬制資本190万マルクとのあいだに差額90万マルクが生じ、創業利得が発生することになるからである」³⁰。

内川教授のこの指摘は、ヒルファディングの創業利得に関する論述において論理的に二つの機能資本を区別することが可能であって、一つは擬制資本の成立以前にあってそれを成立させる基礎となった機能資本であり、もう一つは擬制資本の成立後において現実に機能している資本である。そして、このうちのどちらの機能資本をとるかによって創業利得の発生に重

30 同稿、129-130ページ。

大なかかわりが生ずる、というのである。

内川教授は、本稿で扱っている株式プレミアムに関する創業利得説と抛出資本説においても、このような機能資本のとらえ方の違いがその議論の基礎にあることを次のように指摘しておられる。

「わたくしは、ヒルファディングの……論述において、創業利得を算出するために、株式価額（擬制資本）から差し引かるべき機能資本というのは、前者の意味の機能資本であって後者の意味の機能資本ではない。したがって株式プレミアムを算出するために、株式価額（擬制資本）から差し引かるべき額面金額とこの創業利得の場合の機能資本とは、まったく同じ性格のものであると考えている。ところがこれにたいして、岡部……教授は、ヒルファディングの……論述において、創業利得を算出するために、株式価額（擬制資本）から差し引かるべき機能資本というのは、後者の意味の機能資本であって前者の意味の機能資本ではない。したがって株式プレミアムの場合の額面金額と創業利得の場合の機能資本とは、本来的にはその性格を異にするものであると考えておられる³¹」。

このように、創業利得説と抛出資本説では機能資本のとらえ方に相違のあることを、内川教授は明らかにしておられるが、このような機能資本のとらえ方の両者の相違を、株式プレミアムとかかわらしめて、もう少しくわしくみてみたい。

内川教授は、教授がとられる機能資本の意味をヒルファディングの事例とのかかわりで次のように説明されるとともに、その機能資本と株式プレミアムおよび額面金額との関係を次のように述べておられる。

「この例示（ヒルファディングの示した事例——引用者）においては、機能資本家が、その必要とする資本 100 万マルクを調達しようとする場合、その 100 万マルクの資本を一定数の株式に分割して、その株式のそれぞれ

31 同稿、129ページ。

の所有者にたいしては、その機能によって自己が取得しうべき企業者利得の全部を減少せしめることにより、一般の平均利子率をこえて13%の配当を支払うという約束ないし見込みのもとに、その所有名義を表示する株券の売買という形で、これを有価証券市場で一般の貨幣資本家へ売却したがゆえに、その株式すなわち株式の形態をとる資本100万マルクの所有名義を購入しようとする一般の貨幣資本家は、それにたいして支払われる実際の配当額13万マルクを、平均利子率プラス危険プレミアム7%で資本還元した価額………190万マルクでもって購入することとなり、ここに株式の形態をとって売買の対象となっている機能資本そのものの大きさと、その売買価額として成立した擬制資本の大きさととは、それぞれ大きさを異にして、そのあいだに90万マルクの差額が生ずる結果となったのである。そこで機能資本家は、この差額部分を創業利得として取得し、これを自己の個人的消費にあてたり、あるいは他企業の資本に充当したりするが、さらに必要な場合には、これをその株式会社の機能資本の一部として充用することも行なわれる。が、この最後の形態にある創業利得を、会計学上では、株式プレミアムとよんでいるのである」。したがって、「株式の額面金額とは、利潤（利子プラス企業者利得）を生むべく現実に産業資本として充用せしめられている機能資本そのものの所有名義が、株式の形態をとってたとえばAからBへ売り渡されるときの、その売渡される機能資本そのものの大きさをあらわすこととなり、したがって額面金額と機能資本とはまったく同一性格のものとなるのである」³²。

すなわち、機能資本家が調達しようとする資本を株式に分割し、平均利子率をこえる配当支払いの見込みのもとで、この株式を売却するとすれば、配当を平均利子率で資本還元した価額で売買されることになり、この場合、もとなつた機能資本額とそれを基礎として成立する擬制資本額の

32 同稿、132-133ページ。

間に差額が生じるが、これが創業利得であり、しかもこの部分が企業内で機能資本の一部として充用される場合に株式プレミアムとなるとされている。そして、この場合、もともとなった機能資本は額面によってあらわされることになっているから、創業利得を考えるとときの擬制資本から差し引かれる機能資本は、最初の、擬制資本成立以前にあってそれを成立させる基礎となった機能資本であり、これはまた額面と同一になるとされているのである。

ところで、岡部教授の場合は、上のような内川教授の理解とは異なった機能資本についての理解を示しておられるように考えられる。

さきにとりあげた岡部教授の例示による説明は次のようになっていた。「ここに、資本としては自己資本のみで、その内訳は資本金100万円、剰余金100万円、計200万円の会社があるとし、またこの場合株式の額面は50円、配当は(可能な限度のものとして)1割5分を行い、他方一般利子率は(危険プレミアムをもふくめて)7分5厘とする。そうすれば、株価は100円として成立するであろう。そしてこのような配当の持続性を前提として、この会社がさらに倍額増資を行うとすれば、(額面に該当する部分としての)資本金100万円、ほかにプレミアム100万円、計200万円を取得することが可能である。……しかしこの場合、右のプレミアム100万円はといったい処分の可能なものであるか。右の事実を基礎として考えるかぎり、じつはこの会社がひきつづき配当1割5分を持続するには、このプレミアム100万円をふくむ200万円全部を投資しなければならないはずであり、そうするならば、この場合自由に処分の可能なものは存在しないといわなければならない」³³

岡部教授はこのような例示とその検討によって創業利得説を批判されたのであったが、ここにおいてすでに、増資後において現実に機能する資本

を重視しておられることが看取できるのである。岡部教授は機能資本の意味について、別の個所では次のように述べておられる。「1割5分の配当率（15万円の配当額）を維持するには、……機能資本としてはたんに資本金100万円のみでなく、³⁴ 剰余金部分をふくむ総額200万円を要する」のであり、配当率を一定とした場合、この配当率を維持するために企業の中で現実に機能させることの必要な資本は、「このような配当率に該当する配当額を当然ふくむところの所要の利潤をあげるに要する資本（資本額）を意味するもの」³⁵ であって、「これらのことは、増資後における所要機能資本についても同様に考えられるところである」³⁶。

ここにみられるように、岡部教授にあっては、増資後に配当率を維持するために必要な利潤をあげうる現実に機能する資本がもっぱら問題となっており、さきの内川教授の機能資本の二つの区別からすれば、擬制資本成立後に現実に機能している資本を中心にして、配当維持のために、その資本がどれほどのものとなるかに関心が向けられているといつてよいであろう。このようにみれば、岡部教授の場合は、もっぱらこの意味での機能資本を重視されて問題が展開されており、内川教授が二つの機能資本のうち擬制資本成立以前に存在し、それを成立させる基礎となる機能資本を中心に考えられるのとは、異なったものとなっているといえるであろう。

かくして、岡部教授と内川教授では、額面金額と機能資本の関係についてのとらえ方も当然違ったものとなっている。内川教授では、先に見たように、「株式の額面金額とは、利潤（利子プラス企業者利得）を生むべく現実に産業資本として充用せしめられている機能資本そのものの所有名義が、株式の形態をとってたとえばAからBへ売り渡されるとき、その売渡される機能資本そのものの大きさをあらわすことになり、したがって額

34 岡部「株式プレミアムと創業利得再論」(二), 70ページ。

35 同稿, 69ページ。

36 同稿, 70ページ。

面金額と機能資本とはまったく同一性格のものとなる³⁷』と理解されるのにたいし、岡部教授の場合には、額面金額がそのまま機能資本とはなっていない。すなわち、「株式プレミアム（ただし額面株の場合のもの）とは株式発行の際における株価総額すなわち擬制資本より額面総額（資本金）を控除したものであるのにたいし、創業利得とは右の擬制資本より（当該企業において現実に機能せしめることを必要とするものと考えられる）所要機能資本を控除したものである³⁸』と述べておられるように、岡部教授の場合には、額面金額と機能資本は別個のものとしてとらえておられ、内川教授の場合とは異なって、額面金額と機能資本はかならずしも一致するものとはなっていない。つまり、内川教授と岡部教授とでは、擬制資本にたいする機能資本のとらえ方がまったく異なっているがゆえに、株式プレミアムにたいする額面金額と創業利得にたいする機能資本との、両者の関係がまったく異なったものとしてとらえられ、前者にあっては、この額面金額と機能資本とが同一のものとしてとらえられ、後者にあっては、この両者が別個のものとしてとらえられる結果となっているのである。

IV むすびにかえて

前二章においては、株式プレミアムの性格をめぐるたたかわされた抛出資本説と創業利得説の議論を、利潤率の問題と機能資本のとらえ方の問題を中心にして若干の整理を試みた。抛出資本説と創業利得説の間の議論は、さきに述べたように多岐にわたって展開されているが、利潤率をめぐる議論は、その中でも具体的かつ詳細な形で展開された部分であり、この意味で両者の間の議論の中心の一つをなしていると考えられる。また、機

37 内川、前掲論文、133ページ。

38 岡部利良「株式プレミアムと創業利得再論——内川講師へのお答えを中心として——」(『会計』第75巻第1号、1959年、27ページ。

機能資本のとらえ方の問題は、創業利得および株式プレミアムの概念規定について、より基本的な個所での両教授の考え方の相違を示していると考えられる。そこで本稿では、この二つの問題を中心にして両説の間における議論の若干の整理を試みたわけであるが、本稿ではこのような整理からなんらかの結論を引き出しているわけではない。利潤率の問題にしろ、機能資本のとらえ方の問題にしろ、なおいくつかの検討を要すると思われる点が存在するからである。そこで次稿においては、以上にわたって試みた整理をもとにして、より基本的な個所での対立と思われる機能資本の概念把握について検討を加えてみたいと考える。